

第13次労働災害防止推進計画

平成30年3月

厚生労働省 滋賀労働局

〈目 次〉

1	計画の趣旨	1
2	計画の期間及び目標	1
	(1) 計画期間	1
	(2) 計画の目標	1
	ア 死亡災害	1
	イ 死傷災害	1
	ウ その他の目標	2
	(3) 計画の評価と見直し	2
3	現状と課題	2
	(1) 第12次労働災害防止推進計画の目標達成状況	2
	ア 全体	2
	イ 重点業種対策	3
	ウ 健康確保・職業性疾病対策	4
	(2) その他の労働災害発生状況	5
	ア フォークリフト	5
	イ 水産畜産業	5
	(3) 労働者の健康を巡る状況	5
	ア 過重労働	5
	イ 業務上疾病	5
	ウ 治療と仕事の両立	5
	エ 化学物質	6
4	計画の重点事項	6
	(1) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進	6
	(2) 過労死等の防止等、労働者の健康確保対策の推進	6
	(3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進	6
	(4) 治療と仕事の両立支援の推進	6
	(5) 化学物質等による健康障害の防止対策の推進	6
	(6) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化	6
	(7) 安全衛生管理組織の設置・強化及び人材育成の推進	6
	(8) 滋賀県民の安全・健康意識の高揚等	6
5	重点施策ごとの具体的取組	6
	(1) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進	6
	ア 建設業における墜落・転落災害等の防止	6
	イ 製造業における施設、設備、機械等に起因する災害等の防止	7

ウ	林業における伐木等作業	7
(2)	過労死等の防止対策等、労働者の健康確保対策等の推進	7
ア	労働者の健康確保対策の強化	7
イ	過重労働による健康障害防止対策の推進	7
ウ	職場におけるメンタルヘルス対策等の推進	8
エ	雇用形態の違いに関わらない安全衛生の推進	8
オ	兼業、副業、テレワークの拡大への対応	8
(3)	就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進	8
ア	災害の増加や減少がみられない業種等への対応	8
イ	高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者、障害者である労働者の労働災害の防止	10
(4)	治療と仕事の両立支援の推進	11
(5)	化学物質等による健康障害防止対策の推進	11
ア	化学物質による健康障害防止対策	11
イ	石綿による健康障害防止対策	11
ウ	受動喫煙防止対策	12
(6)	企業・業界単位での安全衛生の取組の強化	12
ア	企業単位の安全衛生の取組みの推進	12
イ	企業集団、元方事業者等の安全衛生の取組	12
ウ	業界団体、災防団体等による安全衛生の取組	13
エ	地方公共団体、国の出先機関等との連携の強化	13
(7)	安全衛生管理組織の設置・強化及び人材育成の推進	13
ア	各事業場における安全衛生管理組織の強化	13
イ	安全衛生教育等の実施	13
(8)	滋賀県民の安全・健康意識の高揚	14
ア	高校、大学等と連携した安全衛生教育の実施	14
イ	安全衛生への取組みを行った事業場が評価されるような環境の構築	14
ウ	労働災害防止に向けた県民全体の安全・健康意識の高揚	14
エ	積極的な広報活動の展開	14

第 13 次労働災害防止推進計画

1 計画の趣旨

労働災害防止計画は、労働安全衛生法第 6 条に基づいて策定されており、1958 年に第 1 次の計画が策定され、これまで 12 次にわたって策定されてきた。滋賀労働局においても、厚生労働本省（以下、「本省」という。）が策定した計画を踏まえ、当局の実情を加味した労働災害防止推進計画を 12 次にわたって策定し、対策に取り組んできた。

その結果、労働災害は大幅に減少しており、特に死亡災害は、平成 27 年は 8 人と過去最低を記録した。しかし、平成 28 年は一転して急増して 15 人となり、今なお 1,300 人を超える労働者が休業 4 日以上 の災害に遭っている。また、メンタルヘルス不調に陥る労働者の割合が増加し、過重労働による脳・心臓疾患等も相当数発生している。

そこで、今般、本省が策定した第 13 次労働災害防止計画（以下「本省計画」という。）を踏まえ、滋賀県内のゼロ災を目指して平成 30 年度（2018 年度）を初年度として、5 年間にわたり滋賀労働局が重点的に取り組む事項を定めた計画を策定し、対策を推進することとする。

2 計画の期間及び目標

（1）計画期間

平成 30 年度（2018 年度）から 2022 年度までの 5 か年を計画期間とする。

（2）計画の目標

「ゼロ災滋賀」を合言葉に、当局、管内の事業者、労働者等の関係者が一体となり、さらに関係機関とも緊密に連携しながら、以下の目標を計画期間中に達成することを目指す。

ア 死亡災害

- ・ 死亡災害は一度発生すれば取り返しがつかない災害であることを踏まえ、第 12 次労働災害防止推進計画で定めた目標※を起点に減少させ、「死亡者ゼロ」を目指す。

※ 第 12 次労働災害防止推進計画の目標（抜粋）

- ・ 労働災害による年間の死亡者数を 9 人以下とする。
- ・ 労働災害による年間の死亡者について製造業では 1 人以下、建設業では 3 人以下とする。
- ・ 熱中症による労働災害の死亡者をゼロとする。

イ 死傷災害

- ・ 死傷災害は、増加が著しく、減少が見られない業種に対して事故の型・起因物に着目した対策を講じることにより、2017 年と比較して、2022 年までに 5 %以上減少を目指す。

- ・ 道路貨物運送業、小売業、社会福祉施設、飲食店については、死傷災害を 2017 年と比較して、2022 年までに死傷年千人率（労働者 1,000 人あたり 1 年間に発生する死傷者数を指す。以下同じ）で 5%以上減少を目指す。

ウ その他の目標

- ・ 何らかのメンタルヘルス対策に取り組んでいる労働者数 30 人以上の事業場の割合を 80%以上とする。
- ・ ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を 60%以上とする。
- ・ 第三次産業及び道路貨物運送業の腰痛による死傷者数を 2017 年と比較して、2022 年までに死傷年千人率で 5%以上減少を目指す。

(3) 計画の評価と見直し

計画に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年、計画の実施状況の確認、評価を行い、必要に応じて見直しを検討する。

3 現状と課題

(1) 第 12 次労働災害防止推進計画の目標達成状況

ア 全体

- ・ 第 12 次労働災害推進計画（以下「推進計画」という。）における全産業の死亡者数の目標は毎年 9 人以下としていた。この結果として、死亡者数は 12 人（平成 25 年）、10 人（26 年）、8 人（27 年）、15 人（28 年）、9 人（29 年）と推移しており、目標を達成できたのは、平成 27 年と平成 29 年の 2 年となっている。また、平成 28 年は 15 人と一転して倍増したため、当局としては平成 28 年 9 月に死亡災害異常事態であると宣言し、各種の取組を行ってきた。このため、平成 29 年は 9 人となり、目標と同数となったところである。
- ・ 死傷者数の目標は平成 29 年までに 1,250 人以下にするとしており、これは平成 24 年の約 14%の減少を目標としていた。計画期間の労働災害発生状況として、平成 24 年は 1,454 人であり、計画期間中を通じて減少傾向にあるが、平成 28 年は 1,354 人と、減少度合いは鈍化しており、平成 29 年も 1,310 人となり、目標は達成できていない。
これは、第三次産業は平成 24 年は 575 人であり、平成 25 年は 500 人と減少したものの、その後増加傾向であること、製造業は、近年は減少に転じているが、平成 24 年と比較して増加していること、運輸交通業はほぼ横ばいに推移しているなどが原因となっている。

イ 重点業種対策

(ア) 製造業

- ・ 製造業は死亡災害を毎年1人以下という目標を掲げ、推進計画の重点業種として指定し、はさまれ・巻き込まれ災害の防止を重点として取り組んできた。平成25年、27年は1人と目標を達成できたが、平成26年は2人、平成28年は5人と大幅に増加し、平成29年も3人と目標を達成できなかった。死亡災害の事故の型別を見ていくと、はさまれ・巻き込まれ（28年、29年で各2人）、墜落・転落（25年、28年で各1人）がそれぞれ複数発生している。
- ・ また、死傷災害の事故の型別については、はさまれ・巻き込まれ（24%（平成25年～平成29年の合計で計算、ただし平成29年は30年1月時点。以下同じ））及び転倒（25%）が最も多くなっており、動作の反動・無理な動作（11%）、墜落・転落（9%）、切れ・こすれ（7%）がこれらに続いているが、この割合は各年とも変化していない。

(イ) 建設業

- ・ 建設業の目標は死亡災害を毎年3人以下としていた。この実績として、3人（25年）、2人（26年）、2人（27年）、3人（28年）、3人（29年）となっており、いずれの年も目標を達成できている。死亡災害の事故の型別を見ていくと、複数発生している型は墜落・転落（27年2人、28年、29年で各1人）、崩壊・倒壊（25年、28年、29年で各1人）、はさまれ・巻き込まれ（25年、28年で各1人）となっている。
- ・ また、死傷災害については、平成26年を境に減少傾向に転じているものの墜落・転落（34%）が多くなっている。

(ウ) 商業

- ・ 商業の目標は死傷災害を平成29年までに162人以下（20%の減少）としていた。この実績としては、平成29年196人となり、達成ができなかった。事故の型別を見ていくと、転倒（40%）、動作の反動・無理な動作（17%）、墜落・転落（10%）と続いているが、特に転倒が全体の3割以上と突出しており、さらに増加傾向にある。
- ・ また、死亡災害については、1人（25年）、2人（26年）、1人（27年）、3人（28年）、1人（29年）となっており、毎年1人以上定常的に発生している。

(エ) 社会福祉施設

- ・ 社会福祉施設の目標は、死傷災害を平成29年までに78人以下（10%の減少）とすることであった。この実績としては、平成29年は71人となっているところである。事故の型別を見ていくと、動作の反動・無理な動作（35%）と転倒（28%）が突出して多く、全体の6割以上を占め、減少傾向が見られていない。
- ・ 他方、死亡災害は計画期間を通じて発生していない。

(オ) 接客娯楽業

- ・ 接客娯楽業の目標は、死傷災害を平成29年までに88人以下（20%の減少）とす

ることであった。この実績としては、平成 29 年は 110 人となっており、目標が達成できなかった。事故の型別を見ると、転倒(30%超)がもっとも多いが、切れ・擦れ(14%)、高温・低温の物との接触(13%)といった調理時に発生する災害も目立つ。

- ・ 死亡災害は、平成 28 年墜落・転落による災害が 1 人発生している。

(カ) 清掃業

- ・ 清掃業の目標は、死傷災害を平成 29 年までに 56 人以下(20%の減少)とすることであった。この実績としては、52 人となり、目標が達成できたものの、推進計画の当初より災害が目標値に近接しており、その後横ばいで推移していることがうかがえる。また、事故の型別を見ていくと、転倒(30%)、動作の反動な無理な動作(26%)及び墜落・転落(16%)と続いている。
- ・ 死亡災害は、平成 28 年に墜落・転落による溺死と、熱中症によるものがそれぞれ 1 人発生している。

(キ) 道路貨物運送事業

- ・ 道路貨物運送業の目標は、死傷災害を平成 29 年までに 134 人以下とすることであった。この実績としては、122 人となり、目標達成が見込まれる。また、事故の型別を見ていくと、主に荷台からの墜落・転落(27%)がもっとも多く転倒(25%)、動作の反動・無理な動作(20%)と続いている。
- ・ 死亡災害は、平成 26 年に心臓疾患による死亡と、平成 28 年にフォークリフトの用途外使用による墜落・転落事故の合計 2 人発生している。

ウ 健康確保・職業性疾病対策

(ア) メンタルヘルス対策

- ・ メンタルヘルス対策は労働者数 30 人以上の事業場において、何らかの取組を行っている割合を 80%とすることを目標に掲げ、周知指導に取り組んでいた。
- ・ この目標の達成と状況確認のため、平成 28 年 2 月に安全衛生自主点検を実施し、メンタルヘルス対策の実施状況を確認した。さらに、労働者数 50 人以上の事業場に対してストレスチェック制度が義務化されたことを踏まえ、メンタルヘルス対策の取組が確認できない労働者数 30 人以上 50 人未満の事業場に対して、平成 29 年度にメンタルヘルスの実施状況を確認と未実施の場合の指導を行った。この結果、57.3%の事業場が何らかの取組を行っていることが確認された。

(イ) 熱中症対策

- ・ 熱中症による死亡者を毎年ゼロとすることを目標と掲げていたが、平成 25 年に 1 人(建設業)、平成 28 年に 1 人(清掃業)発生した。いずれも気温が上がる時期(6 月～7 月)に発生している。

(2) その他の労働災害発生状況

ア フォークリフト

- ・ フォークリフトによる死傷災害は、年間約 30 人（平均）発生しており、その内訳は、フォークリフトが労働者に接触する「激突され」が 35%、積荷などによる「はさまれ・巻き込まれ」が 19%、「墜落・転落」が 15%を占めている。
- ・ 死亡災害については、平成 26 年を除き、毎年 1 人以上発生しているが、特にフォークリフトで人の昇降を行うといった用途外使用を行った際の墜落・転落による死亡災害が、平成 28 年に 1 件、平成 29 年に 2 人発生している。

イ 水産畜産業

- ・ 推進計画の目標には挙がっていないが、年間 108 人近くの死傷災害が発生し、減少傾向が見られない。大半は競走馬の飼育・調教施設に関するものであり、事故の型別も、いわゆる落馬をはじめとする墜落・転落（36%）、激突され（28%）、転倒（18%）によるものが多いが、生物（主に競走馬）が相手の産業であるため、有効な対策が打ちづらいという特性がある。

(3) 労働者の健康を巡る状況

ア 過重労働

- ・ 平成 25 年以降、精神障害による労災認定状況は年間 2～7 人、脳・心臓疾患による労災認定状況は 3～7 人で推移しているが、過労死等防止対策推進法が 2014 年に成立し、国や地方公共団体は過労死等防止対策に取り組んでいる。

イ 業務上疾病

- ・ 業務上疾病の発生は平成 25 年に 98 人と一時的に下がったものの、翌年以降は増加し平成 29 年は 102 人となっている。そのうち、腰痛は 75 人（73.5%）を占めている。

ウ 治療と仕事の両立

- ・ 当局管内においても労働安全衛生法に基づく一般健康診断における有所見率は 5 割を超え、年々増加を続けており、疾病のリスクを抱える労働者は増える傾向にあることから、労働者の治療と仕事の両立への対応が必要となる場面は増えることが予想される。
- ・ こうした状況を踏まえ、都道府県労働局には「両立支援推進チーム」の設置が本省から指示されたところであるが、当局では滋賀県と協力し、滋賀両立支援推進チームとがん患者就労支援専門部会を合同で開催し、同会議の参集者である事業者団体、労働組合、医療機関などと緊密に連携した取組を推進している。

エ 化学物質

- ・ 全国的には胆管がんや膀胱がんのほか、有機粉じんによる健康障害が発生するなど化学物質による健康障害が発生しているところであるが、製造業の割合が多い当局では、化学物質を取り扱う事業者も多いことから、動向を注視しつつ事業場に対する指導等を適正に実施する必要がある。

4 計画の重点事項

本省版計画で述べられた社会の変化と安全衛生施策の方向性を踏まえ、滋賀県の実情を加味し、次の8項目を重点事項とする。

- (1) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進
- (2) 過労死等の防止等、労働者の健康確保対策の推進
- (3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進
- (4) 治療と仕事の両立支援の推進
- (5) 化学物質等による健康障害の防止対策の推進
- (6) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化
- (7) 安全衛生管理組織の設置・強化及び人材育成の推進
- (8) 滋賀県民の安全・健康意識の高揚等

5 重点施策ごとの具体的取組

- (1) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進

ア 建設業における墜落・転落災害等の防止

- ・ 死亡災害、死傷災害ともに最も多い墜落・転落災害防止対策を重点とし、安全帯の使用、踏み抜き防止措置や、足場からの墜落防止の徹底といった法令事項はもとより、上さん・幅木などの設置、手すり先行工法及び働きやすい安心感のある足場の採用や、足場等の安全点検の確実な実施などの「より安全な措置」が講じられるよう指導する。また、今後規定される規制内容に基づき、フルハーネス型の安全帯の使用を勧奨する。
- ・ 鉄筋コンクリートの建築物、鉄骨の建築物、橋梁等の解体工事の際の安全対策を図る。
- ・ 地震、台風、大雨等の自然災害が県内で発生した場合には被災した地域の復旧・復興工事における労働災害防止対策の徹底を図る。
- ・ 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画（平成29年6月9日閣議決定）に基づき、近畿地方整備局との連携した取組を行うとともに、策定が努力義務とされている滋賀県の計画策定と、その遂行に協力する。

イ 製造業における施設、設備、機械等に起因する災害等の防止

- ・ はさまれ・巻き込まれ災害の防止を重点とし、非定常作業時の安全確保対策を中心に、リスクアセスメントやKY活動が定着するよう指導を行う。また、機械の本質安全化に向けた製造時のリスクアセスメントの徹底と、残留リスクの情報が使用者に提供されるよう指導する。
- ・ このほか、転倒災害も死傷災害の事故の型として突出して多いという事情を勘案し、転倒災害防止も重点対策とする。
- ・ 生産設備の高経年化に伴い、設備の劣化による労働災害を防止するため、施設、設備の経年劣化によるリスクを低減するよう指導する。
- ・ 製造業の中でも死傷災害が多く発生している食料品製造業のほか、化学工業、金属製品製造業について、現場に安全活動を浸透させるため、職長に対する教育を含む安全衛生教育の実施を推進する。

ウ 林業における伐木等作業

- ・ チェーンソー取り扱い指導員等の専門家と連携し、伐木等作業の安全対策に係る指導を実施する。

(2) 過労死等の防止対策等、労働者の健康確保対策等の推進

ア 労働者の健康確保対策の強化

(ア) 企業における健康確保措置の推進

- ・ 過重労働・メンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援等、労働者の心身の健康管理に関して企業の取組方針として設定・表明等を行うよう経営トップ等に対して周知・指導する。

(イ) 産業医・産業保健活動の活性化

- ・ 衛生委員会の活動の活性化を図るとともに、産業医の積極的な参加を促す等の取組を進める。また、衛生委員会の設置義務がない事業場に対しては、労働安全衛生規則第23条の2に基づき、関係労働者に意見を聞いた上で安全衛生の取組がなされるよう指導する。

イ 過重労働による健康障害防止対策の推進

- ・ 時間外労働の上限規制により過重労働の防止を図るとともに、過重な長時間労働等による過労死等のリスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、医師による面接指導や健康相談等が確実に実施されるよう指導する。

ウ 職場におけるメンタルヘルス対策等の推進

- ・ 労働者の心の健康の保持増進のための指針（平成 18 年健康保持増進のための指針 公示第 3 号）に基づく取組みが実施されるよう指導する。特に、労働者が安心してメンタルヘルス等の相談を受けられるよう事業場外資源を含めた相談窓口の設置を促す。
- ・ ストレスチェック制度を徹底させるほか、高ストレス者を適切に医師の面接指導につなげるなど、メンタルヘルス不調を未然に防止するための取組やストレスチェックの集団分析結果を活用した職場環境改善の取組を推進する。
- ・ 同制度の努力義務対象の 50 人未満の事業場に対しては、ストレスチェック制度の導入を含めた何らかのメンタル対策を講ずるよう指導するほか、地域産業保健センターの活用を勧奨する。
- ・ 労働者が健康で意欲を持って働けるようにするためパワーハラスメント対策の周知を行う。

エ 雇用形態の違いに関わらない安全衛生の推進

- ・ 雇用形態の違いに関わらず、安全衛生教育や健康診断、安全衛生委員会への参画等について適正に実施されるように指導する。

オ 兼業、副業、テレワークの拡大への対応

- ・ 兼業、副業やテレワークなどの多様な働き方が広まっていく中で、このような働き方をする労働者の労働災害防止と健康対策が確保されるよう必要な措置を講じる。

(3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

ア 災害の増加や減少がみられない業種等への対応

(ア) 第三次産業対策

- ・ 小売業、社会福祉施設及び飲食店ともに転倒、動作の反動・無理な動作による災害が多いことから、転倒及び腰痛の防止対策を重点とする。また、飲食店については、切れ・擦れや高温・低温との接触といった調理時の災害対策についても指導を行う。
- ・ 小売業、社会福祉施設及び飲食店について、個々の店舗や施設では、安全衛生に取り組む人員、権限、予算が限定的であることから、管内に本社・本部がある多店舗展開企業については、各店舗・支店等を指揮命令できる本社・本部主導で安全衛生対策が推進されるよう企業単位での取組を指導する。

また、他県に本社があり当局管内に店舗等がある企業については、本社管轄局と連携した指導を実施する。

- ・ このほか、経営トップ等に対して「危険の見える化」、リスクアセスメントによる設備改善、KY 活動等による危険感受性の向上などの安全衛生対策を経営に盛り込む

よう意識啓発を行う。

- ・ 当局管内において、事業場の安全衛生対策を検討する組織が設置されていない第三次産業の業界団体に対しては、これらを設置するよう働きかけを行う。
- ・ 社会福祉施設、小売業、飲食店に対する転倒防止や腰痛予防のための安全衛生教育の徹底を指導するとともに、社会福祉施設に対しては、介護機器など労働者の身体的負担を軽減させる機器の導入促進についても指導する。
- ・ 第三次産業の事業場が実効ある取組を行えるようにするため、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント等の専門家や、防災団体等の事業の活用を勧奨する。

(イ) 道路貨物運送業対策

- ・ 陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン（平成 25 年 3 月 25 日付け基発 0325 第 1 号）に基づき、墜落・転落や転倒災害の防止などの安全対策の徹底を図る。

(ウ) 畜産業

- ・ 管内の事業者団体に要請を行うとともに、同団体との協力・連携のもと、調教師に対する安全衛生への意識の向上や、既務員などの労働者に対する安全衛生教育の推進等により、労働災害の防止を図る。

(エ) 転倒災害の防止

- ・ 転倒災害が当局管内で全体の約 20%超を占めており、製造業、商業、社会福祉施設、道路貨物運送業においても、多く発生している。このため、これらの業種を重点として、4S（整理、整頓、清掃、清潔）の定着、「危険の見える化」の推進、作業内容に適した防滑靴の着用等の促進、安全衛生教育の確実な実施のほか、転倒災害防止に係る体操の周知・普及促進を行う。

(オ) 腰痛の予防

- ・ 社会福祉施設、小売業、道路貨物運送業を重点として、腰痛予防対策を盛り込んだ安全衛生教育の確実な実施と、介護機器など労働者の身体的負担を軽減させる機器の導入を指導する。

(カ) 熱中症の予防

- ・ 滋賀労働局「職場における熱中症防止対策要領」に基づき、気温が上昇する5月から10月を中心に、JIS規格に適合したWBGT値測定器によるWBGT値の測定と、その結果に基づいた休憩の確保や水分・塩分の補給等の必要な措置を講ずるよう指導する。

(キ) 交通労働災害対策

- ・ 滋賀県が策定する交通安全計画等の策定と、同計画の推進に協力するとともに、関係機関との連携により、災害防止のための管理体制の確立、適正な労働時間の管理、運転者による安全教育、運転者の健康管理や、交通事故防止に係る意識の高揚等を図る。

ることで、交通労働災害防止を徹底する。また、降雪や路面凍結時には交通事故の発生が懸念されることから、季節や天候にも配慮した交通労働災害防止が徹底されるようあわせて指導する。

さらに、Gマークの取得、自動ブレーキ車やドライブレコーダーの順次導入などを勧奨するほか、運転中の携帯電話、スマートフォンの不使用を周知・指導する。

- ・ 危険性の高い高速道路の交通事故をはじめ、交通労働災害が発生した場合には、滋賀県警察や運輸支局と連携し、災害原因の究明や類似災害の再発防止に取り組む。

(ク) フォークリフトによる災害防止対策

- ・ 転落・転倒の防止、接触の防止や用途外使用の禁止などフォークリフト使用時に遵守すべき関係法令やガイドラインを周知するとともに、これらの確実な履行を徹底する。特に、フォークリフトの用途外使用（人の昇降）については、墜落・転落による死亡災害が近年連続で発生していることを踏まえ、罰則付きで禁止されていることを周知指導する。

(ケ) 職場における「危険の見える化」の推進

- ・ 外国人を含む労働者が就労する事業場での知識・経験の程度や日本語の理解度に関わらず、安心して働ける職場を実現していけるよう、労働災害防止に関する標識、掲示等の普及により職場での「危険の見える化」を推進する。

イ 高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者、障害者である労働者の労働災害の防止

(ア) 高年齢労働者対策

- ・ 労働者の年齢階層が上がり、転倒や腰痛が増加傾向にあることを踏まえ、高齢な労働者に配慮した職場改善や筋力強化等身体機能向上のための健康づくり等の必要性の指導と周知啓発を行う。

(イ) 非正規雇用労働者対策

- ・ 派遣労働者などの非正規雇用労働者が多く従事している業種を中心に、業界団体との連携による雇入れ時の安全衛生教育の徹底を図る。

(ウ) 外国人労働者、技能実習生対策

- ・ 外国人労働者を雇用する事業場に対し、安全衛生教育の実施、労働災害防止のための日本語教育等の実施、労働災害防止に関する標識と掲示、健康管理の実施の徹底を図る。
- ・ 特に、技能実習生については、外国人技能実習機構と連携し、監理団体や技能実習生の受入を行う事業場に対する労働災害防止のための取組を推進する。

(エ) 障害を有する労働者対策

- ・ 障害を有する労働者に係る安全衛生上の配慮事項等の必要性を指導する。

(4) 治療と仕事の両立支援の推進

- ・ 滋賀県と合同で設置・運営している治療と仕事の両立に関する合同会議を通じ、事業者団体、労働組合、医療機関や学識経験者等の関係者と緊密に連携し、県内でがん等の病気を抱える労働者が活躍できる環境を整備する。
- ・ 各事業場において、両立支援に必要な社内制度・体制等が整備され、労使や産業保健スタッフの連携による取り組みがなされるよう周知指導する。
- ・ 会社と主治医の情報連絡シート等の活用により企業と医療機関との間で必要な情報を共有し、労働者の両立支援に向けた連携がなされるよう促す。その際、当該情報が労働者の病状など機微に触れるものであるから、慎重な取扱いが必要であることを併せて周知指導する。
- ・ 治療と仕事の両立に係る相談や、事業場訪問による個別調整支援を行っている滋賀産業保健総合支援センターの活用勧奨を図るほか、同センターによるがん連携拠点病院等との連携促進を支援する。

(5) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

ア 化学物質による健康障害防止対策

(ア) ラベル表示及び SDS（安全データシート）交付の推進

- ・ 化学物質の製造等を行う事業者が、使用者への化学物質の譲渡・提供時に、ラベル表示及び SDS 交付がなされるよう指導を行う。
- ・ また、危険有害性が判明していない化学物質が安易に用いられないようにするため、事業者及び労働者に対して、危険有害性が不明であることが無害であることを意味しないことについて指導・啓発を行う。

(イ) リスクアセスメントの結果を踏まえた作業等の改善

- ・ 化学物質を取り扱う事業場に対し、リスクアセスメントの実施と、その結果に基づき作業等を改善するよう指導する。

(ウ) 化学物質を取り扱う労働者への安全衛生教育の充実

- ・ 雇い入れ時等の安全衛生教育で、化学物質のラベル表示や SDS による情報の理解、保護具の正しい着用方法などの具体的な内容を示すこと等について、事業者及び事業者団体を指導する。

イ 石綿による健康障害防止対策

- ・ 県や市町と連携し、解体工事等におけるアスベストのばく露や飛散の防止対策を徹底する。
- ・ 特に、アスベストの使用の有無の調査を行う際、把握漏れが無いよう事前調査の実

施の徹底を指導するとともに、石綿使用の有無等に応じて必要な安全衛生費の計上や十分な工事期間の確保について県や市町と連携した指導を行う。

ウ 受動喫煙防止対策

- ・ 受動喫煙防止対策に係る法規制の動向を注視しつつ、その結果を踏まえ、職場での禁煙、空間分煙等の受動喫煙防止対策を普及・促進する。また、必要に応じて滋賀県などの関係機関と連携・協力を図る。

(6) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化

ア 企業単位の安全衛生の取組みの推進

(ア) 企業のマネジメントへの取込み

- ・ 労働災害防止には、企業の経営トップ等の関与が重要であることから、企業のマネジメントの中へ安全衛生を位置付けることを推奨していくとともに、労働安全衛生マネジメントシステム(ISO45001 及びそれに適合した JIS 規格)の導入につながるよう、それらの周知を含め普及啓発を図る。

また、労働災害の防止や労働者の健康保持・増進の取組みを企業経営の一つとして取り組むよう周知する。

(イ) 本社・本部主導による安全衛生の取組

- ・ 小売業、社会福祉施設及び飲食店について、個々の店舗や施設では、安全衛生に取り組む人員、権限、予算が限定的であることから、各店舗・支店等を指揮命令できる本社・本部主導で安全衛生対策が推進されるよう企業単位での取組を指導する。また、他県に本社があり当局管内に店舗等がある企業については、本社管轄局と連携した指導を実施する。

(ウ) 中小規模事業場への支援と事業場外資源の活用

- ・ 中小規模事業場における安全衛生管理体制を整備するとともに、4 S（整理、整頓、清掃、清潔）、「危険の見える化」、リスクアセスメントなどの安全衛生活動を活性化させるため、労働安全・労働衛生コンサルタント等の事業場外の専門人材、防災団体等や地域産業保健センター等の活用を勧奨する。

イ 企業集団、元方事業者等の安全衛生の取組

- ・ 企業系列、工業団地の中核的な立場の事業場、構内に多数の協力会社を有する事業場、建築工事現場の元方事業者や、荷主事業者等の主導により関係協力会社も含めた安全衛生対策が推進できるよう周知・指導する。

ウ 業界団体、災防団体等による安全衛生の取組

- ・ 業界団体による自主的な労働災害の防止に向けた取組が重要であることから、労働災害が減少しない業種に係る事業者団体や労働安全衛生に関する取組が低調な業界団体に対して要請等を行う。

また、事業場の安全衛生対策を検討する組織が設置されていない第三次産業の業界団体に対して、これを設置するよう働きかけを行うことで、業界全体の安全衛生への取組の強化と意識の向上を図る。

- ・ 当該業界団体と安全衛生に関して知見のある災防団体等との連携を促し、業界団体による安全衛生の取組の活性化を図る。
- ・ さらに、災防団体等の活用を積極的に支援するとともに、緊密な連携により、行政の取組の相乗効果が発揮されるよう努める。
- ・ ボイラー及び第一種圧力容器の製造時等検査機関との連携を強化する。

エ 地方公共団体、国の出先機関等との連携の強化

- ・ 自治体の業所管部局や当局と協定を締結した機関等との連携を強化し、安全や健康確保に関する指導の実施や、公共工事発注への入札要件に安全衛生への取組への追加のほか、安全衛生に積極的に取組む企業に対するインセンティブの付与等が行われるよう調整する。

(7) 安全衛生管理組織の設置・強化及び人材育成の推進

ア 各事業場における安全衛生管理組織の強化

- ・ 管内の事業場で設置されている安全衛生委員会等の活動の活性化に向けた指導を行うほか、同委員会等の設置義務が無い小規模事業場に対しては、労働安全衛生規則第23条の2に基づき、関係労働者に意見を聞いた上で安全衛生の取組がなされるよう指導する。

イ 安全衛生教育等の実施

- ・ 労働災害の防止や健康確保のためには、安全衛生教育及び研修が必要不可欠である一方、安全衛生の確保のために必要な知見・知識は、経営トップ等、安全衛生に係る管理者、技術者や一般の労働者などの立場、雇入れ時、作業内容変更時などの時期に応じてそれぞれ異なる。

このため、それぞれの立場や時期に応じた体系的な安全衛生教育及び研修が行われるよう管内の事業者や業界団体等に対して周知・指導する。

- ・ 特に、技術革新による作業方法の変化、労働安全衛生関係法令の改正、行政通達（ガイドラインやマニュアル）の策定・改正など事業場を取り巻く安全衛生環境は日々変

化していることから、能力向上教育の積極的な実施を指導する。

- ・ また、労働者の危険感受性の向上のため、危険体感教育が推進されるよう指導するとともに、当該教育の施設を持たない小規模事業場であっても教育を受けることができるよう管内の事業場に協力を呼びかける。
- ・ さらに、労働災害の防止や健康の確保・増進は労働者自身が自ら安全衛生に関する知見や能力の向上に努めるよう、教育の必要性について周知する。
- ・ 安全衛生教育のための各種講習会を実施する災防団体等の活動の支援を行う。

(8) 滋賀県民の安全・健康意識の高揚

ア 高校、大学等と連携した安全衛生教育の実施

- ・ 県内の教育機関（高等学校・大学等）で労働安全衛生の講義を行う等により、就職前の学生が職場における安全確保や健康管理の仕組み、メンタルヘルス等の基礎知識や、安全衛生施策、安全衛生に関する国際規格・認証、リスク評価等の専門知識が修得できるように取り組む。

イ 安全衛生への取り組みを行った事業場が評価されるような環境の構築

- ・ あんぜんプロジェクトの参加や、安全衛生優良企業認定の取得等を積極的に勧奨するとともに、これらの取り組みを行った事業場が県民に認知され、評価される環境の構築を目指す。

ウ 労働災害防止に向けた県民全体の安全・健康意識の高揚

- ・ 災防団体等と連携し、滋賀地方安全衛生大会の活性化や、滋賀県産業安全の日の県民全体への周知等を行うとともに、滋賀県等の関係行政機関との協働を図る中で、県民の安全・健康意識の高揚を図る。

エ 積極的な広報活動の展開

- ・ 安全・健康に関する県民の意識を高めため、報道機関に取り上げてもらえるよう、わかりやすい資料の作成や、必要に応じて説明する機会を設けるなど積極的な広報活動を行う。

以上